

声 明 文

大阪高等裁判所の年休権の軽視、柳楽さん本件訴訟の不当判決に満腔の怒りをもって断固抗議する！

2022年9月15日、大阪高等裁判所において損害賠償請求事件（柳楽さん本人訴訟）の控訴審が行われ「本件控訴は棄却する」という不当判決が下された。この控訴審は、年休を享受する権利を侵害されたことを問う裁判であった。判決は、会社の弁解を正当化するものであり、年休権を軽視した不当判決に断固抗議する。

年休とは、人間が人間らしく生きるために、あるいは、人間としての存在を取り戻すために必要なものであり、したがって、労働者に与えられた一つの権利である。そのため会社は、労働者が年休を時期指定した日に与えなければならない。ただし会社は、その年休に対して、時季変更権を行使することができるが、それは、事業の正常な運営を妨げる場に限り、他の時季にこれを与えることができるものであり、年休の請求を拒む権利ではない。

本件は、請求した年休に対し、管理者(助役)から「年休は出ます」と言われていたが、会社はその請求日に会議(業研)を設定したことにより、時季変更権の行使を行った事案であった。これは、約束という一つの契約を、一方的に反古にした契約不履行であり、年休権の遵守を軽視し、代替要員の確保等、年休発休への努力義務を行わなかったものである。

裁判所は、会社が設定した会議(業研)の必要性を認めることにより、時季変更権の行使を正当化することで、訴訟の争点を歪曲し、年休権の享受を軽視した不当な判決を下した。

この訴訟は、柳楽さんだけの問題ではなく年休権がある全社員、全労働者の問題でもある。今後も争点である年休権の享受を求めた闘いを継続していく。JR 東海労は柳楽さんと共に諦めず勝利するまで闘い続ける。

2022年9月26日
J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
大阪車両所分会